

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

	担当課	長寿介護課	検索番号	3-6
法令名	介護保険法	根拠条項	第101条	
不利益処分	介護老人保健施設の設備の使用制限等			
(根拠規定)				
介護保険法 (平成9年法律第123号) (設備の使用制限等) 第101条 都道府県知事は、介護老人保健施設が、第97条第1項に規定する施設を有しなくなったとき、又は同条第3項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準 (設備に関する部分に限る。) に適合しなくなったときは、当該介護老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。				
(処分基準)				
○愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (令和3年愛媛県条例第29号)				
○愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則 (令和3年愛媛県規則第29号)				
(その他)				